

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	港湾の民有護岸等（特定技術基準対象施設）の耐震化の推進のための特例措置の創設 （国31）（法人税：義） （地30）（法人住民税、事業税：義） <div style="text-align: right;">【新設】延長・拡充</div>
2	要望の内容	大規模地震発生時の航路機能を確保するため、民間事業者が特定技術基準対象施設を耐震改修する際の特例措置を創設する。 （特例措置の内容） 法人税の特例措置 （対象施設） 民間事業者が管理する以下の特定技術基準対象施設（※） <ul style="list-style-type: none"> ・外郭施設（護岸等） ・係留施設（岸壁、棧橋等） ・荷さばき施設（荷役機械） ・臨港交通施設（道路、橋梁） ・廃棄物処理施設（廃棄物埋立護岸） ※技術基準対象施設であって、外郭施設その他の非常災害により損壊した場合において船舶の交通に支障を及ぼすおそれのあるもの（港湾法第56条の2の21）
3	担当部局	内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（普及啓発・連携担当）付
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新規要望
6	適用又は延長期間	－
7	必要性等 ① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 首都直下型地震等の大規模地震が発生した場合には、コンビナートが立地する港湾において、民間事業者が管理する航路沿いの護岸等が液状化等により損壊し、緊急物資等を輸送する船舶の航行が困難となる等、航路機能が麻痺することが懸念される。 このため、民間事業者が管理する特定技術基準対象施設の耐震改修を行った場合の特例措置を創設することで、航路沿いの民有施設の耐震化を促進する。災害時も航路機能を維持し、緊急輸送に迅速に対応するとともに、サプライチェーンの早期復旧を可能にすることで、大規模地震による我が国経済や産業活動、市民生活への被害を最小限に留める。 《政策目的の根拠》 総合物流施策大綱（2013-2017）（平成25年6月25日閣議決定） 2.（3）安全・安心の確保に向けた取組（抄）

			「6)大規模地震が発生した際にも港湾機能を維持するために航路機能の確保等の地震・津波対策を推進するとともに、物流、産業、エネルギー供給拠点等の重要施設が隣接しているコンビナート港湾における地震・津波対策と関係者間の連携強化を推進する。」
		② 政策体系における政策目的の位置付け	【政策】 10. 防災政策の推進 【施策】 ⑤地震対策等の推進
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 大規模地震発生時における航路機能を確保し、緊急輸送等に迅速に対応する。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 特定技術基準対象施設の中で、大規模地震発生時に航路機能を確保する必要性が高い全国の重要港湾等の耐震強化岸壁に至る航路沿いの民有護岸等のうち特に耐震性が不足する施設について耐震化を促進する。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 民間事業者による特定技術基準対象施設の耐震改修を促進することにより、大規模地震発生時における航路機能の確保が図られる。
8	有効性等	① 適用数等	—
		② 減収額	—
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 26～28 年度) 民間事業者により特定技術基準対象施設の維持管理が行われているところであるが、大規模地震に対する耐震性の確保については多額の資金が必要となることから、取組が十分に進んでいない状況にある。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 26～28 年度) 本租税特別措置により、民間事業者による特定技術基準対象施設の耐震改修に係る費用負担が軽減されることから、民間事業者による特定技術基準対象施設の耐震改修が促進され、大規模地震発生時における航路機能を維持し、緊急輸送等を迅速に確保することが期待される。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 26～28 年度) 本租税特別措置が新設されなかった場合には、港湾施設の耐震改修に係る費用負担が軽減されず、民間事業者による港湾施設の耐震改修が促進されないため、大規模地震発生時における航路機能の確保が図られず、緊急輸送等が困難となることから、市民生活や復旧活動に支障が生じることが懸念される。

			<p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 26~28 年度)</p> <p>本租税特別措置によって、航路沿いの民有施設の耐震化を促進することで、大規模地震発生時の航路機能の確保が図られることにより、緊急輸送に迅速に対応するとともに、サプライチェーンの早期復旧が可能となり、大規模地震による我が国経済や産業活動、市民生活への被害を最小限に留めることに寄与するものと見込まれる。</p>
9	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>民間事業者による設備投資を促進するためには、対象者を特定しない税制措置による支援が効果的であり、政策目的を実現するために有効な手段であることから妥当性を有する。</p> <p>港湾管理者が管理する航路沿いの護岸等に対し交付金により公共事業を実施しているが、当該事業は公共施設の整備への支援であり、民間事業者が管理する港湾施設を対象とした本特例措置とは明確に役割分担がなされている。</p> <p>本特例措置により、大規模地震発生時の臨海部の被害を軽減するとともに、港湾における航路機能が確保され、各地域の産業活動や市民生活への被害を最小限に留め、地域の迅速な復旧が図られるものであることから、地方公共団体が一定の協力をすることは相当である。</p>
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—